

先端設備等認定設備に係る課税標準の特例

地方税法附則第15条第44項(旧法附則第64条)

「中小企業等経営強化法」に基づき、能代市から「先端設備等導入計画」の認定を受けて取得した下記の要件を満たしたものは、固定資産税(償却資産)の課税標準の特例が適用されます。

1 対象となる事業者

能代市から「先端設備等導入計画書」の認定を受けた次の法人又は個人

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも特例措置の対象外です。

- ・同一の大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

2 対象となる資産

以下の要件を満たすものが対象となります。

1. 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
2. 生産、販売活動等に直接使用する資産であること
3. 中古資産でないこと
4. 市による先端設備等導入計画の認定を受けた後、計画に基づき取得したもの

資産の種類	機械及び装置	工具(測定・検査)	器具および備品	建物附属設備 (償却資産のみ)
取得価格 (1台1基あたり)	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上

3 取得期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得したもの

(令和5年3月31日までに取得した特例対象資産については、旧法附則第64条の規定によります。)

4 特例措置

対象資産を取得した翌年度から下表のとおり課税標準の特例が適用されます。

賃上げの表明	設備の取得時期	減免期間	軽減
無し	令和5年4月1日～令和7年3月31日	3年間	1/2
有り	令和5年4月1日～令和6年3月31日	5年間	1/3
	令和6年4月1日～令和7年3月31日	4年間	1/3

5 提出書類

- (1) 固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書
- (2) 先端設備等導入計画に係る認定書（写し）
- (3) 先端設備等導入計画に係る認定申請書（写し）
- (4) 認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書（写し）
- (5) 認定経営革新等支援機関による事前確認書（写し）
- (6) 賃上げ方針の表明を証する書類（写し）※賃上げ方針を表明している場合
- (7) 届出書提出用チェックシート

<リース資産で、リース会社が軽減措置を受ける場合に必要な追加資料>

- (8) リース契約見積書（写し）
- (9) 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写し）

6 その他

中小企業等経営強化法に基づく支援についての詳しい内容は、中小企業庁のホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

7 問合せ・提出先

能代市 総務部 税務課 固定資産税係

TEL 0185-89-2127（直通）

FAX 0185-89-1764

E-Mail zeimu@city.noshiro.lg.jp